

福岡県公報

平成28年3月15日
第3776号

目次

告示(第229号-第240号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 4

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 4
- 一般競争入札の実施 (税務課) 6
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 8
- 一般競争入札の実施 (県民情報広報課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 13
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課)13

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課)14

公安委員会

○教習指導員審査の実施について (警察本部運転免許試験課)14

告示

福岡県告示第229号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル2階 一般財団法人 福岡県警友会	福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内ほか4か所 (今回変更した売りさばき所) 飯塚市鶴三緒1518-1 筑豊自動車運転免許試験場内	平成28年3月1日
旧			福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内ほか4か所 (今回変更した売りさばき所) 飯塚市仁保23-21 筑豊自動車運転免許試験場内	

福岡県告示第230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	前原線 富士線	糸島市飯原1615番1先から 糸島市長野1341番1先まで

福岡県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎1丁目（g）	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松崎1丁目（g）	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎1丁目（g）	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

松崎1丁目（g）	福岡市東区松崎一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
----------	----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第270号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高取-3	福岡市早良区高取一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第271号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

高取-3	福岡市早良区高取一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
------	-----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高取-3	福岡市早良区高取一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高取-3	福岡市早良区高取一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
不動A・中津	田川郡添田町中元寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
不動8	田川郡添田町中元寺（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺崎	田川郡添田町添田（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
不動A・中津	田川郡添田町中元寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

不動8	田川郡添田町中元寺（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
-----	---------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県自動車税収納事務代行業務
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年4月1日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（「一般競争入札参加条件確認申請書」を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県自動車税収納事務代行業務

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年11月30日まで

コンビニエンスストアにおける収納取扱いは、平成28年11月29日から開始し、平成31年10月31日まで行うものとする。

契約締結日から平成28年11月28日までは事前準備期間として、その間の取扱手数料は発生しないものとし、当該準備期間における経費は受託者の負担とする。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年4月22日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	A A
13	11	その他	A A

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

なお、上記の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、都道府県又は政令市において、地方税のコンビニエンスストア収納代行業務を履行した実績を有すること。

イ 同程度の基準は、1都道府県又は1政令市において年間50万件以上の収納代行業の実績があること。

※契約期間が複数年の場合にあっては、履行中のもの（1年間の履行が完了しているものに限る。）を含む。

(3) 入札者が提携しているコンビニエンスストアについて、仕様書に定める収納データの受信処理等が可能であること。

(4) 「一般競争入札参加条件確認申請書」（詳細は入札説明書に示す。）を5の担当部局に平成28年4月11日（月曜日）17時00分までに提出して一般競争入札参加確認を受けた者

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課収納管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3050 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3051

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成28年3月15日(火曜日)から平成28年3月25日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分を除く。)5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

(3) 提出期限

ア 直接提出による場合

平成28年4月25日(月曜日)13時00分必着

イ 郵便による場合

平成28年4月22日(金曜日)17時00分必着

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁6号会議室(地下1階)

(2) 日時

平成28年4月25日(月曜日)14時00分

11 落札者が不在の場合の措置

第1回の入札で落札者が決定しないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合、再度の入札に参加する意思がないときは、入札書に辞退の旨を記入し係員に届け出ること。

なお、再度の入札に付き落札者が不在場合は、再度の入札で最低の価格を提示した者と予定価格の範囲内で随意契約を行う。

開札にこの最低の価格を提示した者が立ち会っている場合は、再度の入札の直後に、立ち会っていない場合は後日、随意契約の手続を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(この号において「見積金額」とは、収納件数1件あたりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に収納予定件数1,950,000件を乗じて得た金額と、基本料金1か月当たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に37か月(収納取扱月数)を乗じて得た金額との合算とする。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、「コンビニ収納代行」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)

なお、長期継続契約等の複数年の契約について履行が完了していないものについては、契約履行証明の対象とならないため注意すること。(次号において同じ。)

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、収納件数1件当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に収納予定件数1,950,000件を乗じて得た金額と、基本料金1か月当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に37か月（収納取扱月数）を乗じて得た金額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Prefectural Automobile Tax Collection Work at Convenience Stores and Relevant Data Processing
- (2) Time Limit of Tender
1:00pm on April 25,2016
- (3) Contract Point for the Notice
Tax Affairs Division,General Affairs Department,
Fukuoka Prefectural Office,
7-7 Higashikoen,Hakata-ku,Fukuoka-City,812-8577 Japan.
TEL 092-643-3050

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
 - (1) 申請方法
次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成28年4月6日(水曜日)までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年5月31日まで

(4) 納入場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号)」を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、平成28年4月6日(水)までに、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成28年4月27日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05(運送)又は13-11(その他)で、「AA」又は「A」の等級に格付されているもの

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
- ア 同種の基準は、世帯への配布とする。
- イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布とする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成28年3月15日（火）から平成28年4月27日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成28年4月27日（水）午後5時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期

限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務部会議室（行政北棟8階）
- (2) 日時
平成28年4月28日（木）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札書に記載をした単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算し、予定数量（平成27年度配布見込み部数3,830,770部）を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載をした単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算し、予定数量（平成27年度配布見込み部数3,830,770部）を乗じて得た額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（入札書に記載をした単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）に予定数量（平成27年度配布見込み部数3,830,770部）を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただ

し、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（入札書に記載をした単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）に予定数量（平成27年度配布見込み部数3,830,770部）を乗じて得た額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Delivering of Fukuoka Prefecture's Newsletter in Fukuoka City
- (2) Time Limit of Tender
5:00 pm on April 27, 2016
- (3) Contact Point for the Notice :
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3102

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡遠賀町大字島津字野々後480番1、480番3、483番3の一部、483番4の一部、483番5、483番6、2058番5及び2122番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
遠賀郡遠賀町大字島津477番地1
株式会社倭工業所
代表取締役 俵 志郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市加布里字塩屋新開31番1、32番2、53番4、54番から56番まで及び水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモ薬品
代表取締役 宇野 正晃

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（角田北部地区）	平成27年3月24日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年2月19日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ミスターマックス粕屋店
(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字仲原2714号
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更前	
位置	収容台数	位置	収容台数
A棟南側	34台	建物南西側	20台
B棟南東側	33台	建物南側	34台
-	-	建物南西側	13台
合計	67台	合計	67台

- (2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更前	
位置	面積	位置	面積
B棟内北側	490.0平方メートル	建物北側	91.0平方メートル
B棟北側	250.0平方メートル		
B棟東側	48.0平方メートル		
B棟南側	72.0平方メートル	建物南側	12.5平方メートル
A棟内北側	33.0平方メートル		
A棟北側	160.0平方メートル		
合計	1053.0平方メートル	合計	103.5平方メートル

- (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更前	
位置	面積	位置	面積
A棟北側	51.7立方メートル		

A棟北側	5.2立方メートル	建物北側	29.47立方メートル
A棟北側	54.0立方メートル		
A棟北側	4.8立方メートル		
A棟北側	4.8立方メートル		
A棟北側	4.8立方メートル		
A棟北側	4.8立方メートル		
A棟内北側	8.0立方メートル		
B棟西側	96.0立方メートル		
合計	234.1立方メートル	合計	29.47立方メートル

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
午前10時00分～午後10時00分 (サニー店舗のみ24時間営業)	24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更前	
駐車場 No.1-①	24時間	駐車場No.1	24時間
駐車場 No.1-②	午前9時30分～午後10時30分		
駐車場No.2	午前9時30分～午後10時30分	駐車場No.2	午前9時30分～午後10時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更前	
荷さばき施設 ③-1	午前7時00分～午後8時00分	荷さばき施設 No.1	24時間
荷さばき施設 ③-2	午前7時00分～午後8時00分		
荷さばき施設 ③-3	午前10時00分～午後4時00分		
荷さばき施設 ③-4	午前10時00分～午後4時00分		

荷さばき施設 ③-5	午前5時00分～午後4時00分	荷さばき施設 No.2	午前10時00分～午前10時00分
荷さばき施設 ③-6	午前5時00分～午後4時00分		

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成28年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の制定等に伴い、当然必要となる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 告示の改正日

平成28年2月15日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成28年3月15日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
平成28年4月18日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成28年4月19日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			
平成28年4月25日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	福岡県朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校	大型・中型 大特・牽引 大白二・普自二 大型二種 中型二種
平成28年4月26日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司	普通・普通二種

5 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	14,950円
普通免許	11,800円

大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,400円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750円

イ 規則第17条及び附則により審査細目の一部を免除される者であるときは、これを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の申込みは、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成28年4月8日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成28年4月8日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハマまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892